

第九十四回国会 参議院 社会労働委員会 會議録 第十五号

昭和五十六年六月四日(木曜日)
午後四時五十三分開会

委員の異動

六月二日

三治 重信君

補欠選任
藤井 恒男君

六月三日

對馬 孝且君
沓脱タケ子君

補欠選任
丸谷 金保君
宮本 顯治君

六月四日

藤井 恒男君

補欠選任
沓脱タケ子君
三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

片山 甚市君

遠藤 政夫君

佐々木 満君

高杉 勉忠君

小平 芳平君

委員

石本 茂君

関口 恵造君

田代由紀男君

田中 正巳君

福島 茂夫君

村上 正邦君

丸谷 金保君

安恒 良一君

渡部 通子君

沓脱タケ子君

三治 重信君

前島英三郎君

衆議院議員

社会労働委員長

国務大臣

政府委員

事務局側

局長

厚生省児童家庭

常任委員会専門

員

今藤 省三君

山田耕三郎君

山下 徳夫君

厚生大臣 村山 達雄君

労働大臣 藤尾 正行君

厚生省児童家庭 局長 金田 一郎君

常任委員会専門 員 今藤 省三君

本日の會議に付した案件

○母子福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一号外四八件)

○民間保育事業振興に関する請願(第二号外五九件)

○障害者の福祉拡充及び社会復帰に関する請願(第一二二号)

○保育振興対策等に関する請願(第一四号外三七件)

○社会保険診療報酬の合理的な改定促進に関する請願(第二一〇号外五件)

○医療保険制度、老人医療制度の改善に関する請願(第二二二号外二件)

○被爆者援護法制定に関する請願(第二二二号)

○保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第四九号外二件)

○高齢者・年金受給者の生活改善に関する請願(第六一〇号外五件)

○すべての障害児・者の社会生活と社会発展への全面参加と平等実現に関する請願(第七五号外一二二件)

○健康保険、老人医療等の改悪反対等に関する請願(第八七号外三六件)

○保育所の大量増設等に関する請願(第八八号外一件)

○未婚還帰国者特別援護措置に関する請願(第一三七号外二件)

○国立腎センター設立に関する請願(第一三八号外六件)

○療術の制度化促進に関する請願(第一五九号外三八件)

○老人福祉に関する請願(第一七〇号)

○総合高等職業訓練校の養成訓練存続に関する請願(第一八七号)

○国民健康保険財政の強化に関する請願(第一八八号)

○労働基準法改悪反対、男女差別の撤廃等に関する請願(第二三六号外二三件)

○学童保育の制度化等に関する請願(第二四一号外一件)

○医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第二七三号外九件)

○健康保険法改悪、老人医療費有料化反対に関する請願(第二八五号外一件)

○結核公費医療制度の存続に関する請願(第三四六号)

○健康保険制度、老人医療制度改悪反対等に関する請願(第三四九号外二三件)

○栄養士法一部改正に関する請願(第三五四号)

○医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願(第三五七号外五〇件)

○腎臓病の予防、治療対策の拡充と患者の生活保障対策の改善に関する請願(第三六〇号外二四件)

○戦時災害援護法制定等に関する請願(第三六五号)

○個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第三七三号外五一件)

○寡婦福祉法制定等に関する請願(第五四五号外三七件)

○労働基準法の女子保護条項に関する請願(第五七六号)

○療術の制度化阻止に関する請願(第六八〇号外一件)

○旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願(第七四〇号外四八件)

○社会保険診療報酬の改善に関する請願(第八三〇号外二件)

○あん摩マッサージ指圧師法の改正に関する請願(第九一四号外一件)

○調理指導管理士(仮称)の業務資格認定制度に関する請願(第九二二号)

○婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願(第九九四号外一九件)

○老人医療有料化反対等に関する請願(第一〇二二号外一件)

○婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三条改正等に関する請願(第一〇六六号外一二二件)

○千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(第一〇九二号外一件)

○労働基準法改悪反対等に関する請願(第一〇九四号)

○労働行政体制確立に関する請願(第一一〇五号外二六件)

○視覚障害者の雇用促進に関する請願(第一一三七号外一五件)

○労働者災害補償保険法の改善に関する請願(第一二三四号外二〇件)

○身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第一二三七号外二二件)

○身体障害者に対する国民年金法等改善に関する請願(第一二四二号外二二件)

- 父子福祉年金に関する請願(第一五四〇号外二件)
- 国民健康保険制度の抜本的改革に関する請願(第一八七二号)
- 障害者対策の充実に関する請願(第一八七二号)
- 原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願(第一八八一号外一〇七件)
- 原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願(第一九三八号外一二件)
- 老齢福祉年金・国民年金に関する請願(第三三六九号)
- 下垂体性小人症患者治療薬の国産化等に関する請願(第二四四七号外一件)
- 労働基準法改悪阻止等に関する請願(第二四六六号外一七件)
- ハイヤー、タクシー等自動車運転者の労働条件改善等に関する請願(第二七二六号外四四件)
- 手話通訳制度の法令化に関する請願(第二七二八号)
- 准看護婦制度廃止、国民の医療改善に関する請願(第二七五八号外七二件)
- 身体障害者福祉法の改正による中途失聴者及び難聴者の救済に関する請願(第二九六一号外一件)
- 母性の社会的保障拡充に関する請願(第三〇二〇号外四二件)
- 健康保険による歯科医療充実に関する請願(第三〇三〇号外五件)
- 角膜移植手術の完全実施に関する請願(第三一八六号)
- 国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(第三三三二号外六件)
- 保育所に嘱託歯科医師の配置に関する請願(第三四四八号)
- 重度戦傷病者の家族の援護に関する請願(第三四六三号外二七件)
- 身体障害者福祉における内部障害者に対する不公平是正等に関する請願(第三七四一号)
- 重度障害者の通院費に関する請願(第三九二五号)

- 老人医療の有料化反対等に関する請願(第四〇七五号外一〇〇件)
- 身体障害者の雇用促進に関する請願(第四一八八号外一一件)
- 難治性肝炎患者の発生予防体制確立等に関する請願(第四一五五号外一二件)
- 身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願(第四四四五号外一二件)
- 失業対策事業の改善に関する請願(第四五六三三号)
- 積算給付金適用業種拡大に関する請願(第四六七一七号)
- 保育所の建設と施設運営改善等に関する請願(第四七五四号外一一件)
- 無認可障害者作業所の助成に関する請願(第四七六六号)
- 労働者の賃金抑制反対等に関する請願(第四九八二号外一一件)
- 国民の福祉充実等に関する請願(第五四〇五号外一件)
- 継続調査要求に関する件
- 委員派遣に関する件
- 委員長(片山基市君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

必ずしも思われているとは言えない実情でありまして、その対策が従来から要望されてきたところでありました。

このため、本案は、これらの寡婦に対して、母子家庭の母に準じた各種の施策を講じ、その福祉の一層の向上を図ろうとするもの等で、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の題名を「母子及び寡婦福祉法」に改めるとともに、目的、基本理念等について母子家庭の母に準じて寡婦についても規定すること。

第二に、寡婦の範囲を配偶者のない女子であつて、かつて母子家庭の母であつたものとする。

第三に、寡婦に対して、母子家庭の母と同様に、母子相談員や福祉事務所での相談業務、国または地方公共団体の設置した事務所等における売店等の優先許可、たばこ小売人の優先指定等の福祉の措置を講ずること。

第四に、国及び地方公共団体は、母子家庭の母及び児童並びに寡婦の雇用の促進を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五に、従来から予算措置で行われてきた寡婦福祉資金の貸付事業を法定化すること。

なお、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

以上が、本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(片山基市君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

母子福祉法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉勉忠君 私、ただいま可決されました母子福祉法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

母子福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、母子家庭の母等の雇用を促進するため、職業相談員の増員等職業紹介体制の整備、職業訓練の機動的な実施について積極的な推進を図ること。

二、母子家庭等の生活の安定を図るため、雇用対策法及び雇用保険法に基づく雇用援護措置の積極的な活用を努めること。

三、事業内託児施設その他の福祉施設の設置または利用の促進に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(片山基市君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よつて、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村山厚生大臣及び藤尾

労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村山厚生大臣。

○国務大臣(村山達雄君) たいまの御決議に對しましては、政府においても十分その趣旨を尊重して、表現に努力してまいります。

○委員長(片山基市君) 藤尾労働大臣。

○国務大臣(藤尾正行君) たいま御決議のありました母子福祉法の一部を改正する法律案に對する附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重いたしまして、努力する所存でございます。

○委員長(片山基市君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山基市君) これより請願の審査を行います。

第一号社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願外千二百五十七件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第二号民間保育事業振興に関する請願外三百三十九件は議院の會議に付するを要するものにして内閣に送付することを要するものとし、第一号社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願外九百七十七件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(片山基市君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保険制度等に関する調査及び労働問題に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、これら二件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山基市君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(片山基市君) これにて暫時休憩いたします。

午後五時一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

社会労働委員会付託請願中採択一覧表(三)

四〇件

第二号、第五号、第六号、第一六号、第三二

号、第三四号、第三八号、第三九号、第四五号、

第四六号、第一〇〇号、第一〇四号、第一〇五

号、第一〇七号、第一〇八号、第一一三

号、第一一四号、第一一五号、第一二二

号、第一二四号、第一三五号、第一三九

号、第一四二号、第一四三号、第一五八

号、第一六〇号、第一六一号、第一六二

号、第一六五号、第一六六号、第一六七

号、第一七〇号、第一七二号、第一七三

号、第一七四号、第一七五号、第一八〇

号、第一八二号、第一八三号、第一八八

号、第一八九号、第一九〇号、第一九一

号、第一九二号、第一九三号、第一九四

号、第一九五号、第一九六号、第一九七

号、第一九八号、第一九九号、第二〇〇

号、第二〇一

号、第二〇二

号、第二〇三

号、第二〇四

号、第二〇五

号、第二〇六

号、第二〇七

号、第二〇八

号、第二〇九

号、第二一〇

号、第二一一

号、第二一二

号、第二一三

号、第二一四

号、第二一五

号、第二一六

号、第二一七

号、第二一八

号、第二一九

号、第二二〇

選届国者特別援護措置に関する請願

第一三八号、第一四四三三、第二九四六、第

三九二七号、第四一三九号、第四三七二、第

五〇一九号 国立腎センター設立に関する請願

第一八八号 国民健康保険財政の強化に関する請願

第二四一号、第二四二二、第二四三三、第二四

四四、第二四五五、第二五二二、第二五三三、第

二五六号、第二六二二、第二六五五、第二六六

号、第二七七七 学童保育の制度化等に関する請願

第三六〇号、第三七〇号、第三七一、第三七

二二、第三七六号、第三七七七、第三七八号、第

三七九号、第四五五五、第四五六六、第四八〇

号、第四九四四、第五一一一、第五二二三、第五

三九号、第六五五号、第六五七、第六七九号、

第六八九号、第七二七、第七五二、第八六〇

号、第一八八二、第三〇四五、第四〇一〇号

腎臓病の予防、治療対策の拡充と患者の生活保障

対策の改善に関する請願

第七四〇号、第七五七、第七七九、第七八

〇号、第七八一、第七八二、七八〇九、第八

八一〇号、第八一一、第八一二、第八一三

号、第八一四、第八一五、第八三七、第八

三八号、第八三九、第八四〇、第八九〇、第

九一二、第九一三、第九四四、第九六一

号、第九六二、第九六三、第九八五、第一

〇九九、第一一四九、第一二〇三、第一二

三二、第一二九七、第一二九八、第一二九

九号、第一三五六、第一三五七、第一五五九

号、第二〇一三、第二〇四八、第二〇四九

第四九八二号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町二ノ六ノ四 鈴木和貴外十八名

紹介議員 市川 正一君

一、労働者の賃金抑制をやめ、生活と雇用・労働条件の抜本的改善を行うこと。
二、労働災害・職業病対策を全面的に強化し、併せて災害補償を拡充・改善すること。
三、失対事業廃止に反対し、公的就労事業を確立すること。
四、労働時間を短縮し週休二日制を実施し、雇用拡大を図ること。
五、労働基準法改悪に反対し、労働基本権を確立すること。

第四九八三号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 東京都港区白金台五ノ一九ノ一
二〇一 樋口宏規外十八名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九八四号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 東京都大田区鶴の木二ノ四ノ二
斎藤健俊外十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九八五号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五 秋山進外十八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九八六号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願

請願者 川崎市幸区小向仲野町三 島崎勝子外十八名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九八七号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 千葉県松戸市新松戸六ノ七〇 川上美枝子外十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九八八号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三二ノ二〇 辰巳昌外十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九八九号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町二ノ六ノ四 鈴木木尚子外十八名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九九〇号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 東京都板橋区清水町五八ノ一 小塚保幸外十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九九一号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市平和町一ノ八 木村倉男外十八名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九九二号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大和田町二ノ四六一 関明子外十八名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第四九九三号 昭和五十六年五月二十七日受理
労働者の賃金抑制反対等に関する請願
請願者 東京都荒川区東尾久一ノ二四ノ一 三山田久子外二十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第五〇〇二号 昭和五十六年五月二十七日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願
請願者 石川県河北郡津幡町杉瀬ロノ一五 六宮崎武雄外千五百九十九名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇〇八号 昭和五十六年五月二十七日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願
請願者 宮城県登米郡迫町佐沼中江二七一ノ三 米田利春外七千九百八十七名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇〇九号 昭和五十六年五月二十七日受理
母性の社会的保障拡充に関する請願
請願者 長崎市今博多町四三ノ二 古賀幸枝外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三〇二〇号と同じである。

第五〇一五号 昭和五十六年五月二十七日受理
身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市植田谷本一三七ノ一 加茂川団地一六ノ一〇八 山崎巖外七十六名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四四四五号と同じである。

第五〇一九号 昭和五十六年五月二十七日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪生野区勝山北五ノ二二ノ三 森高政夫

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第五〇二九号 昭和五十六年五月二十七日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市土岐町四四〇ノ一ノ二 高木四郎外六千八百六十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇三〇号 昭和五十六年五月二十七日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願
請願者 静岡県磐田市鮫島一九八ノ一 中田金子外七万九千二十四名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇三九号 昭和五十六年五月二十八日受理
母性の社会的保障拡充に関する請願
請願者 長崎市青山町一ノ二二 尾崎和美外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三〇二〇号と同じである。

第五〇四〇号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願
請願者 広島県佐伯郡五日市町保井田三八〇ノ一 今村恭子外二千七百四十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇四一号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 北海道北見市東陵町一七七ノ二九
高橋忠良外千九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇四二号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 富山県氷見市余川一、二五二 久
保弘外千九百九十五名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇四八号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 香川県高松市宮脇町二ノ三ノ一
一 隅田洋子外三千八百四十一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇四九号 昭和五十六年五月二十八日受理
身体障害者の雇用促進に関する請願

請願者 神戸市垂水区王塚台六ノ一〇一
小笠原秀人外九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第四一八号と同じである。

第五〇六〇号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 静岡県下田市二ノ三ノ三四 酒井
榮外三千三百四十五名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇六一号 昭和五十六年五月二十八日受理

老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 大分県大野郡三重町上赤嶺二区
薬師寺実外二千四百六十二名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇六二号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 兵庫県姫路市四郷町本郷三三七ノ
一 小林繁雄外三千五百四十二名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇六三三号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願(二通)

請願者 石川県金沢市富樫三ノ一ノ二八
熊谷君代外二百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇七九号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 岡山市倉益一三〇ノ三〇 射矢基
嗣外三千二百九十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇八一号 昭和五十六年五月二十八日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 和歌山県御坊市島四〇五ノ五 大
川司外六千三百十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五〇八九号 昭和五十六年五月二十八日受理
准看護婦制度廃止、国民の医療改善に関する請願

請願者 神奈川県高座郡寒川町大蔵九二六
ノ六 浅野玲子外二千四百九十九
名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第二七五八号と同じである。

第五〇九〇号 昭和五十六年五月二十八日受理
労働基準法改悪阻止等に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市小山一ノ八ノ八
太村絹代外四百九十九名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第二四六六号と同じである。

第五〇九七号 昭和五十六年五月二十八日受理
重度戦傷病者の家族の援護に関する請願

請願者 札幌市北区新琴以七条一四丁目
檜山竹五郎

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第三四六三号と同じである。

六月三日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、母子福祉法の一部を改正する法律案(衆)

母子福祉法の一部を改正する法律案

母子福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び寡婦福祉法

目次中「第二章 福祉の措置(第十条、第十九

条)」を「第二章 母子家庭に対する福祉の措置(第

十条、第十九条)」を「第二章 寡婦に対する福祉の措置(第

十九条の二、第十九条の三)」に、「第二十二

条」を「第二十二條の二」に改める。

第三条第一項中「母子家庭」の下に「及び寡

婦」を加え、同条第二項中「母子家庭」の下に

「又は寡婦」を加える。

第四条中「母子家庭の母は、みずから」を「母

子家庭の母及び寡婦は、自ら」に改める。

第五条第三項中「(明治二十九年法律第八十九

号)」を削り、「の福祉」の下に「若しくはこれに

併せて寡婦の福祉」を加え、「又は民法」を「又

は同法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第

二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のな

い女子であつて、かつて配偶者のない女子とし

て民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百

七十七条の規定により児童を扶養していたこと

のあるものをいう。

第七条第二項中「配偶者のない女子で現に児童

を扶養しているもの」の下に「及び寡婦」を加

え、「行なう」を「行う」に改め、「母子家庭」の

下に「及び寡婦」を加える。

第八条中「行なうもの」を「行うもの」に改

め、「母子家庭」の下に「及び寡婦」を加え、「行

第十五条中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改める。

第十九条の見出しを「(雇用の促進)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、職業訓練の実施、就職のあつせん等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 寡婦に対する福祉の措置

(寡婦福祉資金の貸付け)

第十九条の二 第十条第一項及び第三項の規定は、寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに關しては、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを含む。この項及び附則第七條第二項において同じ。)について準用する。この場合において、第十条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「扶養している児童」とあるのは「民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、同条第三項中「児童」及び「児童(二十歳以上である者を含む)」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と読み替えるものとする。

2 民法第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦については、当該寡婦の収入が政令で定める基準を超えるときは、前項において準用する第十条第一項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、政令で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

3 第十一条の規定は、同条に規定する政令で定める事業を行う母子福祉団体であつて、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものについて準用する。この場合において、同条中「前条第一項第一号に掲げる資金」とあるのは、「第十九条の二第二項において準用する第十条第一項第一号に掲げる資金」と読み替えるものとする。

4 第十二条の規定は、第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定による貸付金の貸付けを受けた者について準用する。この場合において、第十二条中「第十条」とあるのは、「第十九条の二第二項において準用する第十条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

5 第十三条から第十五条までの規定は、第一項において準用する第十条第一項及び第三項並びに第三項において準用する第十一条に規定する貸付金(以下「寡婦福祉資金貸付金」という。)について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十条及び第十一条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。）」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条第一項」と、「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、第十四条第一項及び第二項中「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、第十五条中「第十条から第十三条までに」とあるのは「第十九条の二において準用する第十条第一項及び第三項並びに第十一条から第十三条までに」と、「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と読み替えるものとする。

6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができるものについては、寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行わないことができる。(売店等の設置の許可等)

第十九条の三 第十六条、第十七条及び第十九条

の規定は、寡婦について準用する。この場合において、第十六条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、同条第三項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、第十七条中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と読み替えるものとする。

2 第十六条第一項の規定により売店その他の施設を設置することを許された母子福祉団体は、同条第二項の規定にかかわらず、当該母子福祉団体が使用する寡婦をその業務に従事させることができる。

2 第二十二條の二 母子福祉施設の設置者は、寡婦に、母子家庭に準じて母子福祉施設を利用させることができる。

第六條 都道府県は、当分の間、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの(寡婦を除く。)に対して、第十九条の二の規定の第一項各号に掲げる資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第十九条の二第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定により貸し付ける資金とみなす。

第七條 昭和五十七年四月一日前に、各道府県(指定都市を含む。以下同じ。)において、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの及び第十九条の二第三項に定める母子福祉団体に貸付金の貸付けを行うために設けられた特別会計に係る権利及び義務は、同条第五項

において準用する第十三条第一項の規定により各道府県が設ける特別会計がそれぞれ承継するものとする。

2 昭和五十七年四月一日前に前項の特別会計の歳出として貸し付けられた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は第十九条の二第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は第十九条の二第三項において準用する第十一条の規定により貸し付けられた資金と、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの(寡婦を除く。)に貸し付けられた資金は前条第一項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

3 昭和五十七年四月一日前に第一項の特別会計に繰り入れるために国が各道府県に交付した補助金で貸付金の貸付業務を廃止したときに国に返還することとなつてゐるものは、第十九条の二第五項において準用する第十四条第一項の規定により国が各道府県に貸し付けたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第六号中「母子家庭」の下に「及び寡婦」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第三条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第三項第二号の二、第十三条第六項、第十七条第三項、第十九条及び第二十条中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

(社会福祉事業振興会法の一部改正)

第四條 社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

(入場税法の一部改正)

第五條 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第六條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改め、「同法第十四条第一項」の下に「(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「母子福祉法第十四条第一項」を「母子及び寡婦福祉法第十四条第一項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

(入紙税法の一部改正)

第七條 入紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

六月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、老人医療の有料化反対等に関する請願(第一五二二二号)

一、母性の社会的保障拡充に関する請願(第一三六号)

一、老人医療の有料化反対等に関する請願(第一五二二二号)(第一五二二三号)

一、身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願(第一五二二九号)

一、視覚障害者の雇用促進に関する請願(第一五二二九号)

二二〇号)
一、難治性肝炎患者の発生予防体制確立等に関する請願(第一五二二二号)

一、社会保険診療報酬の合理的な改定促進に関する請願(第一五二二七号)

一、老人医療の有料化反対等に関する請願(第一五三三八号)(第一五三三九号)

一、国民の福祉充実等に関する請願(第一五四〇五号)(第一五四〇六号)

一、老人医療の有料化反対等に関する請願(第一五四二二号)

一、重度戦傷病者の家族の援護に関する請願(第一五四四二二号)

第五二二二二号 昭和五十六年五月二十九日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡赤塚二二ノ四
木村澄代外九百十三名

紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五二二二六号 昭和五十六年五月二十九日受理
母性の社会的保障拡充に関する請願

請願者 長崎市若草町一八〇一 中尾美和子外九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三〇二〇号と同じである。

第五二二二二二号 昭和五十六年五月二十九日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡新宮町下府八四〇ノ二五 宮原正善外五千三百名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五二二二二三号 昭和五十六年五月二十九日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 茨城県水戸市渡里町二、五九一ノ二 森嶋正徳外二千八百三十六名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五二二二一九号 昭和五十六年五月二十九日受理
身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願

請願者 東京都大田区大森西七ノ七ノ五 政野智香子外九百五十一名

紹介議員 渡部 通子君
この請願の趣旨は、第四四四五号と同じである。

第五二二二〇号 昭和五十六年五月二十九日受理
視覚障害者の雇用促進に関する請願

請願者 名古屋守山区西新田大森二、〇一九ノ五 富田伴七外五百五十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一一三七号と同じである。

第五二二二二二二号 昭和五十六年五月二十九日受理
難治性肝炎患者の発生予防体制確立等に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田五ノ二四ノ二 全国肝臓病患者会連合会内 坂本典子外四百一十一名

紹介議員 渡部 通子君
この請願の趣旨は、第四一五五号と同じである。

第五二二二二七号 昭和五十六年五月二十九日受理
社会保険診療報酬の合理的な改定促進に関する請願

請願者 山口市後河原一九一ノ三医療法人 清仁会附属鴻城病院内 田中宏外九十九名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五二二二三八号 昭和五十六年五月三十日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 横浜市緑区美しが丘四ノ一七ノ三 四 加藤修外九千五百二十六名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五三三九八号 昭和五十六年五月三十日受理
老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市東鳴尾町一ノ六ノ三 四 菅原幸生外三千八百五十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五四〇五号 昭和五十六年五月三十日受理
国民の福祉充実等に関する請願

請願者 大阪府吹田市佐竹台二ノ一ノAノ一九名

紹介議員 市川 正一君
一、軍事情報など不要不急の経費を削つて、国民の暮らしと福祉を充実させること。

二、国際障害者年に見合った障害者の雇用・福祉の拡充を図ること。

三、老人医療費の一部負担の導入など有料化をやること。

四、高額医療費の窓口受領委任を実施すること。

五、各種年金額の大引上げや給付内容の改善を行うこと。

六、労働者の賃金抑制をやめ、生活と雇用・労働条件の抜本的改善を行うこと。

1 労働災害・職業病対策を全面的に強化し、併せて災害補償を拡充改善すること。

2 失対事業の廃止に反対し、公的就労事業を確立すること。

3 労働時間を短縮し週休二日制を実施し、雇用拡大を図ること。

4 労働基準法の改悪に反対し、労働基本権を確立すること。

第五四〇六号 昭和五十六年五月三十日受理
国民の福祉充実等に関する請願

請願者 大阪府豊中市刀根山四ノ四ノ三ノ

三 大鶴圭介外五百九十九名
 紹介議員 杏脱タケ子君
 この請願の趣旨は、第五四〇五号と同じである。

第五四一二号 昭和五十六年五月三十日受理
 老人医療の有料化反対等に関する請願

請願者 群馬県渋川市八木原九三七 樋口
 アサ外九百九十八名

紹介議員 峯山 昭範君
 この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第五四四二号 昭和五十六年五月三十日受理
 重度戦傷病者の家族の援護に関する請願

請願者 千葉県市川市福栄三ノ二二ノ一
 森勝之助

紹介議員 長田 裕二君
 この請願の趣旨は、第三四六三号と同じである。

六月四日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は六月三日)

一、母子福祉法の一部を改正する法律案(衆)

第九十四回国社会労働委員会会議録第十二号
 中正誤

ペリ 段 行 誤 正

三 三 四 ことと。

九 四 五 の行 こと。

一 四 三 点 的

第十三号中正誤

ペリ 段 行 誤 正

三 二 五 けらり そういう そう

第七部

社会労働委員会会議録第十五号

昭和五十六年六月四日

【参議院】

昭和五十六年六月十六日印刷

昭和五十六年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇